

平成 2 1 年度
白馬長野有料道路
日高トンネル照明設備改修工事
に伴う施工監理業務委託

特記仕様書

平成 2 1 年 月

長野県道路公社

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、長野県道路公社が管理する白馬長野有料道路日高トンネルにおける照明設備の改修工事に伴う施工監理業務に適用する。

本業務委託は、「長野県・共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書によるものとする。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 目 的

本業務は、長野県道路公社が発注した日高トンネル照明設備改修工事の施工について、設計書及びその特記仕様書に基づき適切な指導・監督の監理業務を主たる目的とする。

第 3 条 工 期

1) 委託日数 210日

2) 工 期 契約翌日より平成 年 月 日までとする。

第 4 条 打合せ及び協議

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために、常に密接な連絡をとり、工事の手戻りや、遺漏の防止につとめなければならない。また、工事内容について疑義が生じたとき、および現場との取合、それによる変更等について改善が必要な場合は監督員とその都度協議するものとする。

第 5 条 業務範囲

業務範囲は、工事設計書およびその特記仕様書に基づき、その機器の性能を十分発揮し得るよう設計・施工され、また、数量・規格等を満足しているか確認するものとする。

第 6 条 貸与図書

- (1) 各設備の設計図
- (2) 工事共通仕様書
- (3) 工事特記仕様書
- (4) 機器特記仕様書
- (5) そ の 他

第 7 条 技術者の選任

業務の遂行に当り、受託者は経験のある最上級の技術者を選任し、正確かつ、厳正に諸要素を満足させなくてはならない。

第 8 条 そ の 他

この仕様書は、業務に必要な諸文、諸規定のうち、主要な事項についてのみ記したものであるから、これに記載していない事項についても、業務上当然必要と認められるものについては、責任をもって満足させなければならない。

第2章 業務内容

第1条 計画の概要

本業務に含まれる工事は、次に示すものとする。

- (1) トンネル照明設備改修工事
 - 1) 基本照明灯具の更新
 - 2) 入口照明灯具の更新
 - 3) 非常駐車帯灯具の更新
 - 4) 非常駐車帯標識の更新
 - 5) 電源線の更新

第2条 業務内容

本業務は、大別して次に掲げる事とする。

- (1) 承認図書審査
- (2) 工場検査立会
- (3) 竣工前下検査
- (4) 監理報告書作成

各業務の詳細は、別途工事特記仕様書・機器特記仕様書に基づき、次の内容について、審査及び検査を実施するものとする。

1)承認図書審査

A)トンネル照明灯具・標識の審査

基本照明・入口照明・非常駐車帯照明及び標識を対象とする

- a) 器具の材質、形状、構造
- b) 器具の性能(配光・効率・照明率)
- c) ランプ光束・寿命
- d) 安定器の特性
- e) 停電補償装置の特性

B)分岐付きケーブルの審査

- a) 分岐材の材質・形状・構造
- b) 分岐材の特性
- c) ケーブルの仕様

2)工場検査立会

別途工事特記仕様書に基づき、基本照明・入口照明・非常駐車帯照明及び標識を対象とし、次の機材について、工場検査立会を実施する。

A)トンネル照明灯具

- a) 器具
- b) ランプ
- c) 安定器
- d) 停電補償装置

B)非常駐車帯標識

3)竣工前下検査

次の測定に立会、データが整理された時点で、良否を審査する。

- A)基本照明の路面平均輝度・照度・輝度均斉度の測定立会
- b)入口照明の路面平均照度の測定立会(両坑口の晴天・曇天)
- C)非常駐車帯照明の路面平均照度・均斉度の測定立会(2箇所)
- D)各回路の絶縁抵抗測定・電圧降下測定立会
- E)灯具取付状態・配線状態等の工事施工検査

4)監理報告書作成

前項までの承認図書審査・工場検査立会及び竣工前下検査のデータを整理し監理報告書を作成するものとする。

第3章 成果品

1. 成果品の種類と形状

監理報告書、必要な書類についてはA 4又は、A 3版で作成するものとする。

2. 成果品の提出部数

(1) 監理報告書等

- 1) 監理報告書
- 2) 打合せ議事録

(2) 成果品

- 1) 白コピー製本 2部